

「久留米市集団けんしん業務公募型プロポーザル」に係る質問回答

No.	質問内容	久留米市回答
1	がん検診等に関わる見積明細書（第8号様式）について、予定価格は、予算額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ160,217,200円と考えてよいか。	お見込みのとおり、予定価格は、実施要項3アで示す予算額145,652,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の160,217,200円です。 第9号様式についても、同様にご理解ください。
2	企画提案書の作成について、パワーポイントでの作成を検討している。様式等の形式はA4縦型とあるが、プレゼンテーションの際も縦型での提案となるか。また、プレゼンテーションの際にプロジェクターやパワーポイントを用いることは可能か。	様式はA4縦型です。パワーポイントで作成された資料を企画提案書に使用の場合は、印刷するスライド数を調整して、作成してください。 プレゼンテーションの際に、プロジェクターやパワーポイントの使用は可能ですが、事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施していただきます。 なお、プロジェクターを使用される場合、使用する端末、機器等は参加者に準備をお願いします。端末等の設定時間により、プレゼンテーション当日のスケジュールに影響が出ますので、プロジェクターを使用される参加者は、企画提案書等の提出期限までにお申し出ください。
3	プレゼンテーション時のコロナ対策は、どのようにされているか。参加者で準備が可能な部分は、対策を行ってもよいか。	会場に入室される前に、検温とアルコール消毒を実施します。マスクは参加者をご持参ください。3密対策に会場の換気をいたしますので、必要に応じて防寒着の着用をお願いします。参加者と評価担当者の距離を十分に確保いたしますが、フェイスシールド等の着用は参加者の判断で着用していただいても構いません。また、参加人数は3名以内としておりますが、最少人数でご参加いただきますようご協力をお願いいたします。
4	企画提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出とあるが、データ提出の際は、正・副どちらの資料を提出したらよいか。また、データにパスワードの設定は必要か。	提出は、正・副いずれもご提出ください。提案書の電子データの容量がCD-Rの許容量を超える場合は、DVD-Rでご提出いただいても構いません。パスワードの設定は参加者の判断で、設定してください。パスワードを設定する場合は、パスワードを別途ご教示ください。
5	令和3年度の実施回数は70回程度とあるが、すべて午前中の実施であるのか。	70回程度のうち、1回は、受付時間16時から19時の日程を予定していますが、残りは受付時間8時から11時（会場によっては受付時間9時から12時）を予定しています。

6	障害者に対する配慮について、「市の取扱いに準じて」とは、どのような内容か。	※「市の取扱い」については、下記をご参照ください。 参考「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」 http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2050fukushi/3060shougaisshakeikaku/sabetukaisho-torikumi.html （久留米市ホームページ）
7	再委託の禁止について、（久留米市国民健康保険）特定健康診査集団健診予約業務も対象か。	原則、参加者が実施します。ただし、やむを得ない事情等で、業務の実施が困難な場合は、協議することは可能です。
8	けんしんの実施について、仕様書に定められた人数以上のけんしんを実施できる人員及び機器を配置することとあるが、実施人数についても同様の人数か。	実施体制は、仕様書で示す人員及び機器を配置してください。実施人数は、感染症の流行状況やその他の要因を考慮し、受託者と協議いたします。
9	（久留米市国民健康保険）特定健康診査の基本的な健診項目内に、ヘモグロビンA1cが記載されているが、第8号様式と第9号様式の見積明細書では、追加健診項目となっている。どのような取り扱いになるか。	仕様書上の説明が不足しており、申し訳ありません。（久留米市国民健康保険）特定健康診査では、ヘモグロビンA1cを追加健診項目として、全受診者に実施しております。ヘモグロビンA1cは、空腹時血糖と並び基本的な健診項目であり、追加健診と重複するため、仕様書上は基本的な健診項目として位置付けており、契約締結時には仕様書の補足をいたします。ご請求の際には追加健診として、ヘモグロビンA1を別途ご請求いただきます。生活習慣病予防健康診査についても同様です。
10	集団健診受診当日に、特定保健指導対象者に初回面談を行う場合、特定健康診査受診券（セット券）が必要だが、特定健康診査受診券（セット券）を対象者に交付されると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
11	感染症等にて、想定される受診者数を大きく下回った際、別途協議することは可能か。	原則、当初の契約内容に基づき、事業を実施します。ただし、事業の継続に大きく影響する内容等について、協議することは可能です。
12	健診項目や健診対象年齢（節目年齢や隔年受診等）が契約期間中に変更となり、対象者数に大きな変動がある際は、別途協議することは可能か。	契約期間中に健診項目や対象者に変更がある場合は、受託者に事前に相談し、協議させていただきます。
13	特定保健指導利用勧奨業務について、どのような取り扱いとなるか。	久留米市集団けんしん業務以外の質問には、ご回答いたしかねます。